

身体拘束適正化検討委員会設置規程

1. 設置の目的

障害福祉制度においては、身体拘束は原則として禁止されており、身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、拘束される障害者の生活の質を根本から損なう危険があります。障害者の人権を保障しつつ支援を行うという基本姿勢に立ち「身体拘束ゼロ」を目指して取り組むことを目的とする。

2. 委員会の検討、調整事項

- (1) 生活状態の把握と分析に関すること。
- (2) 代替的な方法の検討に関すること。
- (3) 緊急やむを得ない場合の対応に関すること。
- (4) 身体拘束を必要としない状態の実現に関すること。
- (5) 施設設備・生活環境の整備に関すること。

3. 委員会の校正

委員会の構成は、次の職にあるもので構成する。

- (1) 施設長
- (2) 生活支援員
- (3) その他必要と思われる職にある者を加えることができる。

4. 委員会の議長

- (1) 委員会の議長は、施設長が行う。
- (2) 議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

5. 委員会の開催

委員会の開催は、定例委員会及び臨時委員会とする。

- (1) 定例委員会は、3カ月毎に開催する。
- (2) 臨時委員会は必要に応じて随時開催するものとする。

6. 委員会の庶務

委員会の庶務は、生活支援員が行う。

7. その他

この委員会の運営に関しては、この規程に定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、施設長が別に定める。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。